

令和２年２月１７日提出

【資料】

第４回都市計画審議会における審議内容について

（要約）

●第4回都市計画審議会で委員からいただいた意見とその対応

委員	ページ	質問・意見・要望など	第4回都市計画審議会における事務局の回答	審議会後の事務局の対応	
				審議の結果を受けて行う、案の修正・追記	補足説明
田中委員	6	課題③の中にある「親しめる」にはどのような意味があるのか。	11ページの「にぎわい拠点～」を指している。具体的には、港づくりと合わせて整備している親水空間、新港地域内の公園などであるが、市民に浸透していないので、課題として盛り込んでいる。		
	10	「歴史」の記載は景観には見られるが、「第1節土地利用の方針」には見当たらない。 ⇒海浜植物ゾーンが該当するのではないか。	海浜植物ゾーン(本町地区)が該当するものと認識している。24ページで任意エリア(観光資源という語句)に含めている。52ページにも歴史について触れている。		5ページの「第1章共通編 第1節全体構想」にある4つの方針のうち、「優れた観光資源の活用」で、歴史的遺産を含めた観光資源を活かした施策の展開について記載している。
	16	景観形成のための学習とルールづくりについて、「景観形成のための学習」とは何のことを言っているのか分からない。 景観形成のための学習とルールづくりの項目が今は一つだけなので、その他具体のものを増やして分かりやすくしていただくことは可能か。	前計画で挙げていた3項目(ガイドライン、規制についての検討・検討するための中身の学習・ルールが決まった後の啓発)を今回はまとめて表現した。	ご意見を踏まえ、カッコ書きで以下の内容を追記する。 (ガイドラインなどの検討・ルールづくりに関する学習の場の設置・啓発活動)	
中村委員	10	「留萌市、増毛町、北竜町と連携のもと～」とは、どういうものを想定しているのか。	「インバウンド対応観光ルート創出事業」(事務局:石狩市)を想定している。		

委員	ページ	質問・意見・要望など	第4回都市計画審議会における事務局の回答	審議会後の事務局の対応	
				審議の結果を受けて行う、案の修正・追記	補足説明
長原委員	24	若葉通沿道について、一般商業エリアにならなかった経緯について、改めて説明してほしい。	花川南については3丁目通を中心に集約することを優先する。 将来、新たな計画が出るなど、地区に力が出てきた際には見直しを検討する。		
	22	花川南の防風林が「居住誘導区域」内に入っているはなぜか。 (花川北、樽川の防風林は区域には入っていない)	都市計画(市街化区域、調整区域)に合わせている。 (花川南のみ市街化区域内)		
	市民説明会	12/10の意見交換会は参加者9名で残念だが、広報もきちんと載せているので、市民の方が関心を持っていただき、様々な意見を聴かせていただけたら良かった。(意見)			
	市民説明会 10	石狩市では居住誘導区域の周りに豊かな農地があり、高齢者が農業を通じて生きがいを感じることができる。 個別具体の計画を策定する際に、この点を活かして欲しい。(意見)			
	14	地域住民が住みやすいまちづくりを目指すのであれば、新港地域の公共交通結節点だけではなく、都市機能誘導区域内にも公共交通結節点を設けるべきではないか。 (本方針で記載しきれないと思うので、意見として言う)			

委員	ページ	質問・意見・要望など	第4回都市計画審議会における事務局の回答	審議会後の事務局の対応	
				審議の結果を受けて行う、案の修正・追記	補足説明
神代委員	11・12	新港地域に「エネルギー」という言葉を入れた方が良いと言ったが、今回、エネルギーという言葉が「都市居住」検討地区にも入っている。 「情報推進・生産物流」検討地区の名称を「エネルギー」という語句を入れて、「エネルギー・情報・生産物流」検討地区にしてはどうか。 「都市居住」検討地区との分けがはっきりし、分かりやすいのではないのか。	「情報推進・生産物流」検討地区と「都市居住検討地区」を合わせて「都市機能ゾーン」であり、一体的に捉えているので、両検討地区ともサブタイトルは統一している。	ご意見を踏まえ、11ページの「情報推進・生産物流」検討地区のサブタイトルを「北海道のエネルギー供給と札幌圏の生産物流の機能の一翼を担うゾーン」とし、12ページの「都市居住」検討地区は、「札幌圏の都市居住の一翼を担うゾーン」に変更する。	
	23	都市機能誘導区域内には、既に空いている土地がほとんどない状況の中で、このエリアを指定し、3,000㎡超の商業施設を配置方針として優先度を高くしているということは、何か具体的な話があるのか。	市役所の向かい、8,000㎡の空き地がある。商業施設としては、企画所管で現在もプロポーザルを実施中である。その他、警察署の誘致についても引き続き行われている。		
	23	(市役所向かいにある) 8,000㎡の空き地を、赤色で示すということは難しいのか。	現在ある市役所、図書館等についても、引き続き維持していくことが含まれているので、現在のラインと表のとおりとする。		
	26	①について、55ページを見ないと読み解けない内容になっているので、「目標年の居住誘導区域内人口推計値」を「A」、「居住誘導区域内で増加が期待される人口」を「B」として、それぞれの目標値の欄にそれぞれ「A＝〇〇人」、「B＝△△人」で、足したら46,964人、45,207人とした方が良いのではないのか。 46,964人は自然減していく42,664人に施策で増加する4,300人を足した数値であるので、自然減の42,664人、36,607人という数値も見せていただかないと、分かりづらいと思う。	26ページについてはシンプルにする、専門的になりすぎないようにするとの方針から、26、55ページに分けて、このような内容としている。	いただいたご意見を踏まえ、26ページ及び55ページを変更する。	
岡本会長	24	道央圏広域サービスエリアについて、面積制限があって使いづらい地区と認識しているが、なぜ、ジャンクションまで範囲を広げていなかったのか、道路にすぐアクセスできる範囲としてなのか。 もう少し広げて良いのではないかと思った。 検討の余地があれば検討してもらいたい。	石狩湾新港の土地利用計画上、交通利便等を考慮した地区であり、幹線道路にすぐアクセスできる範囲とした。		当該エリアの設定につきましては、エリア内の電力を再生エネルギーで全て賄う「再エネ100%ゾーン」と、将来的に拡張性が見込まれる近接ブロックを合わせたエリアとしております。

■第4節 景観形成の方針

～ 各ゾーンの地域特性を活かし、魅力ある景観を形成するまちへ ～

□共通方針

- 景観形成に影響する看板、広告物、電柱、大規模な建築物などについては、規模、数量、影響の大きさなどを勘案し、対応を検討
- 地域の実情に合わせた樹木（ポプラ並木など）の適正管理
- 再生エネルギー供給施設については、その必要性を認識しつつ、関係法令や「風力発電ゾーニング計画」などによる適正配置と景観への配慮を周知 [新規]

□森林環境ゾーンの景観形成方針

- 自然・景観資源の保全、創出の取り組み（山森、河川など）
- 河畔を利活用する取り組み

□海浜植物ゾーンの景観形成方針

- 海岸の自然と歴史的空間とが融合する街並みの誘導の検討（地区計画、建築協定などの活用）
- 海浜植物を保護・回復させる取り組み
- 歴史的建造物の保存方法の検討
- 砂丘の風資料館などによる歴史・文化の継承、環境教育

□農業生産ゾーンの景観形成方針

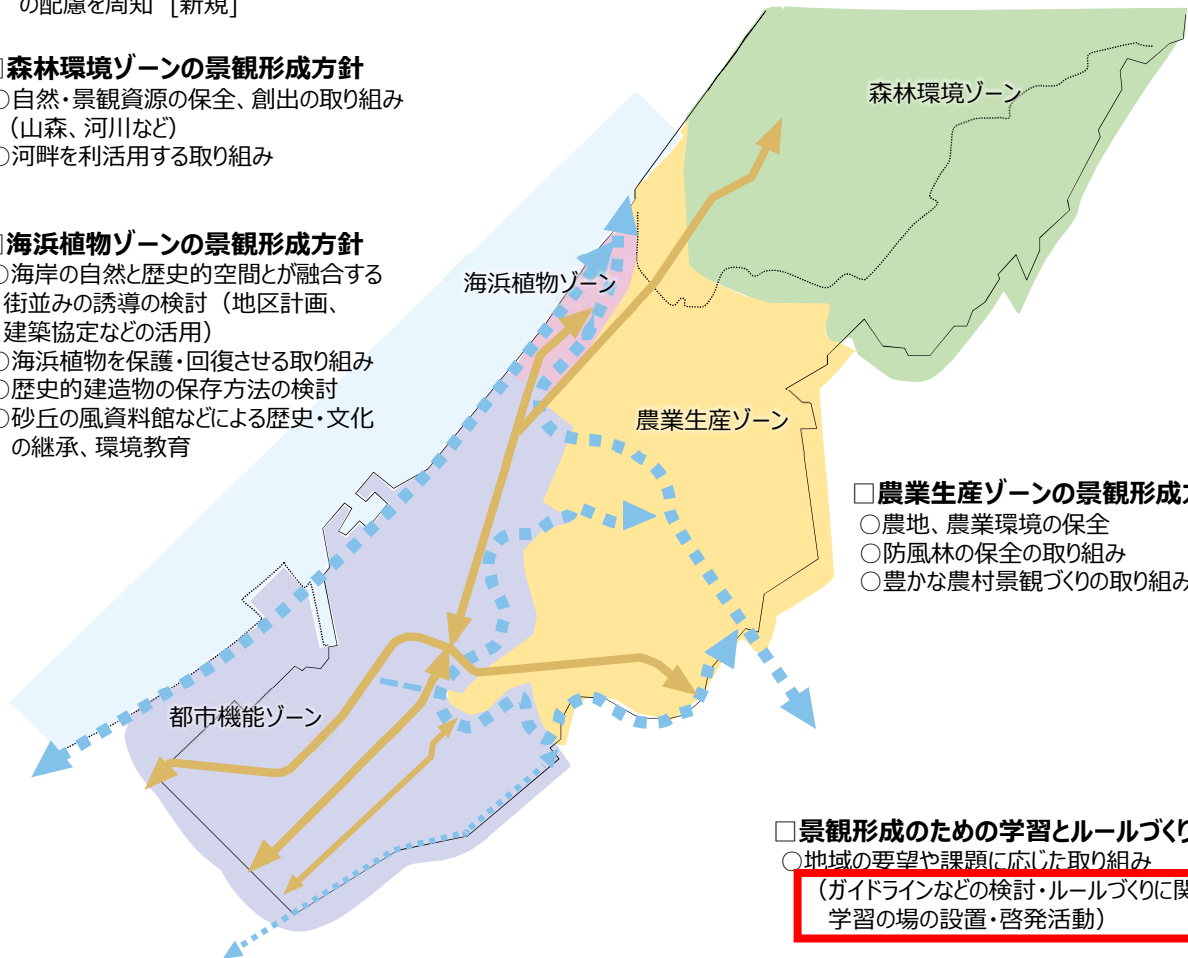
- 農地、農業環境の保全
- 防風林の保全の取り組み
- 豊かな農村景観づくりの取り組み

□都市機能ゾーンの景観形成方針

- 景観づくりの推進（地区計画などの法制度活用）
- 歩いて気持ちの良い街並み景観の取り組み
- 防風林の保全の取り組み
- 宅地の緑化推進
- 花いっぱい運動の推進

□景観形成のための学習とルールづくり

- 地域の要望や課題に応じた取り組み
（ガイドラインなどの検討・ルールづくりに関する学習の場の設置・啓発活動）

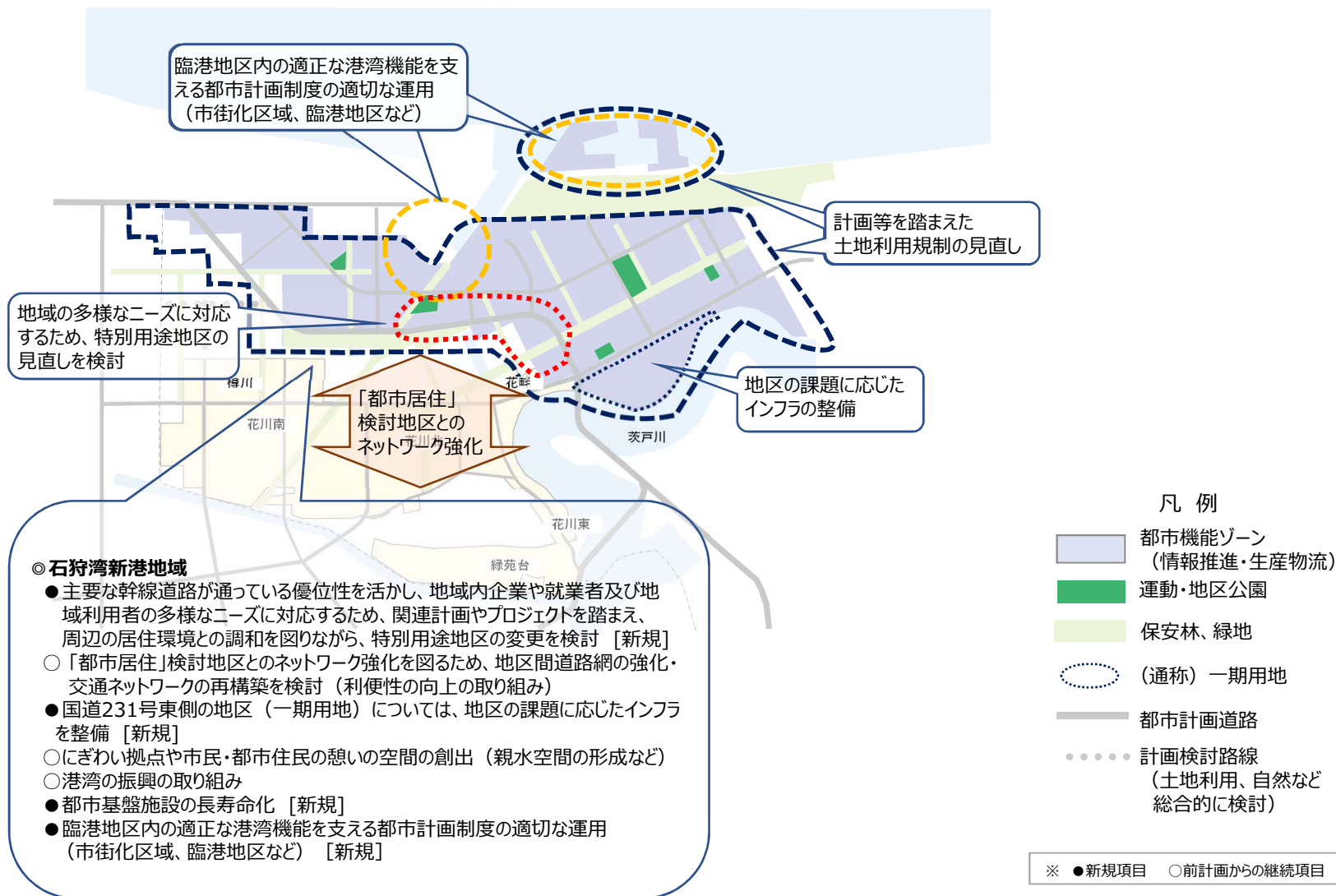


凡 例

- ←---→ 水辺景観ルート
- ←---→ 主な景観ルート

土地利用の方針【都市機能ゾーン（「情報推進・生産物流」検討地区）拡大図】

『北海道のエネルギー供給と札幌圏の生産物流機能の一翼を担うゾーン』



※各地区の地域特性や課題については、43ページから53ページのゾーン別概要」を参照

土地利用の方針【都市機能ゾーン（「都市居住」検討地区）拡大図】

『札幌圏の都市居住機能の一翼を担うゾーン』

【共通方針】

- 居住及び都市機能の推進を図るための土地利用の増進、整序【新規】
- 地域間道路網の強化【新規】
- 都市基盤施設の長寿命化【新規】
- 交通ネットワークの再構築【新規】
- 地域のニーズに対応するため、必要に応じた土地利用計画制度の見直し【新規】

- 人の出会いや交流が生まれる、歩いて暮らせるまちづくりの検討
- 地域コミュニティ拠点の創出の取り組み
- 住環境保全の取り組み
- ユニバーサルデザインを踏まえたインフラ更新
- 都市施設の計画的整備・更新

◎樽川地区

- 子育て世帯を支援するための土地利用や地区公園の多面的な利用の検討【新規】
- 市民サービス施設の機能維持への取り組み

◎花川北地区

- 若年層の受入や高齢化への対応、地域交流促進を図るため、必要に応じて用途地域や地区計画の見直しを検討
- 子育て環境の充実や、地域コミュニティの場としての活用を図るため、地区内公園の有効活用や再整備【新規】
- 市民サービス施設の機能維持と高齢者にやさしい施設環境の形成への取り組み
- 町内会のほか、さまざまな主体による地域のまちづくりの推進
- 増加する空家に対する取り組み

◎市街化調整区域

- 合併処理浄化槽の整備の継続
- 花畔地区の旧住宅地造成事業に関する法律に基づき造成された地区について、住環境の保全、地域コミュニティの維持を図る手法のひとつとして、地区計画などの都市計画制度の適用を検討
- 主要幹線道路である石狩・手稲通沿道のうち花川南地区及び花川通の石狩消防署周辺地区においては、社会情勢の変化や地域の実情を踏まえ、市全体のまちづくりや土地利用上妥当であり、周辺の開発を促進しないもの、かつ、事業の確実性があるものについて、地区計画などの制度により沿道サービス系土地利用を検討

◎花畔地区

- 居住誘導を図りながら、立地適正化計画に基づく都市機能誘導区域として、魅力ある市民サービスを提供できるよう、必要に応じて地区計画の見直しを検討【新規】
- 行政サービスの機能の維持、誘致など、公的施設の整備推進を図り、未利用地の活用を促進【新規】

◎花川東地区

- 市有地を含めた未利用地の有効活用を図るため、必要に応じて用途地域や地区計画の見直しを検討【新規】

◎花川南地区

- 地区特性を踏まえ、土地の高度利用を視野に入れた用途地域の見直しや地区計画などの活用を検討【新規】
- 増加する空家に対する取り組み【新規】
- 既存施設を活用した交流コミュニティ拠点の形成
- 町内会のほか、さまざまな主体による地域のまちづくりの推進
- 市民サービス施設の機能維持と高齢者にやさしい施設環境の形成への取り組み
- 地区特性に配慮した街区公園のリニューアル

◎緑苑台地区

- 未整備、未利用地の整備促進【新規】
- 市民サービス施設の機能維持

凡 例

- 都市機能ゾーン（都市居住）
- 地区・近隣公園
- 保安林、緑地
- コミュニティ施設
- 学校（小・中・高・大）
- 都市計画道路
- 計画整備路線
- 計画検討路線（土地利用、自然など総合的に検討）

- 新規項目
- 前計画からの継続項目

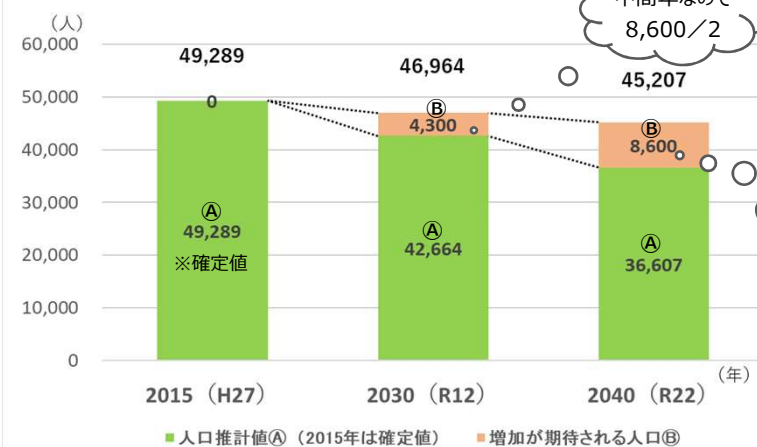
※各地区の地域特性や課題については、43ページから53ページのゾーン別概要」を参照

成果目標について

① 居住誘導区域内人口の維持

評価指標	現状 2015年	目標値 (中間年) 2030年	目標値 (目標年) 2040年
居住誘導区域内の目標人口 = 「人口推計値④」 + 「増加が期待される人口⑤」	居住誘導区域内の人口		
◆「人口推計値」は、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計値 ◆「増加が期待される人口」は、「石狩市まち・ひと・しごと創生総合戦略における施策効果により増加が期待される人口」の86%	49,289 (人) ※国勢調査に基づく 確定値	46,964 (人)	45,207 (人)

【参考】「居住誘導区域内人口」の現状と目標値



② 公共交通の利用者の増

評価指標	現状 2015年	目標値 (中間年) 2030年	目標値 (目標年) 2040年
石狩市地域公共交通網形成計画の目標値を将来も維持。 なお、将来の人口減少を考慮すると実質利用割合は増	7,850 (千人/年) ※2015～2017年の 平均値	8,000 (千人/年)	8,000 (千人/年)
【石狩市地域公共交通網形成計画： 計画策定現状値 7,850 (千人) 2023年目標値 8,000 (千人)】			

③ 都市機能誘導区域内誘導施設の増

評価指標	現状 2015年	目標値 (中間年) 2030年	目標値 (目標年) 2040年
行政施設・商業施設	—	新たな立地施設 1施設	新たな立地施設 2施設

立地適正化計画の計画期間は概ね20年間(令和2年～22年)とし、概ね5年ごとを目安に都市の現況を精査の上、計画見直しの必要性について検討します。

立地適正化計画の成果目標（26ページ） ①居住誘導区域内人口の維持について（補足）

1）居住誘導区域内人口（推計値）について

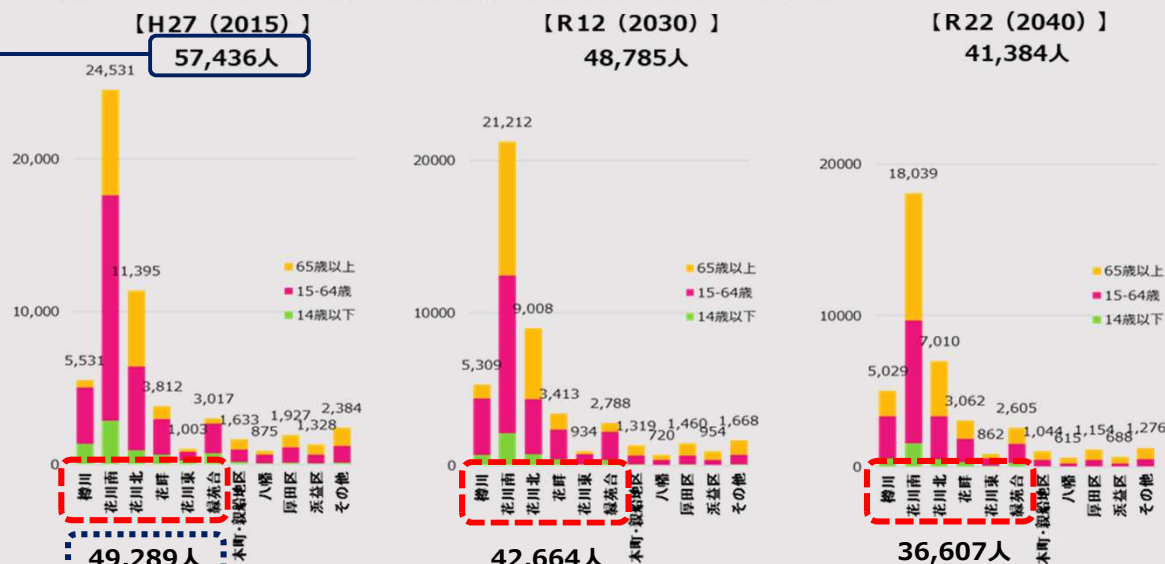
居住誘導区域内人口は各年における「樽川」、「花川南」、「花川北」、「花畔」、「花川東」、「緑苑台」の人口の合計
90ページの「6. 地区別の将来人口【H27（2015）国調ベース】の確定値及び推計値をもとに算出

【参照】90ページのグラフ（一部加工）

6.地区別の将来人口【H27(2015)国調ベース】②

将来人口 ※ 樽川・八幡地区については、市街化区域内の人口であり、その他については、旧石狩市域の市街化区域外人口です。

居住誘導区域



2）割合86%について

$$\frac{\text{H27における居住誘導区域内人口}}{\text{H27における全市域の人口}} = \frac{49,289}{57,436} = 86\%$$

全市域に対する居住誘導区域内人口の割合イメージ図



【参考】「石狩市まち・ひと・しごと創生総合戦略」による将来展望

【定住人口の維持に関する想定】

・国及び全国地方自治体による「地方創生」に関する全国的な施策効果（受動的な効果）

想定する人口シナリオ	期待する効果（概数）
人口推計（シミュレーション）に基づく「人口置換水準の回復」として、2040年までに合計特殊出生率が2.07に段階的に回復するケース（2018年における本市の現状値は1.21）	+1,000人
人口推計に基づき「人口移動に関して、2030年以降、転入・転出人口が均衡」するケース	+4,000人

・市単独及び札幌圏域として特色を活かした独自施策効果（能動的な効果）

想定する人口シナリオ	期待する効果（概数）
札幌圏の連携強化による「若手人材」の受け止めや先端産業分野等の企業誘致をはじめ、新産業創出など	+5,000人

+10,000人

施策等により増加が期待される人口